

令和7年度

千葉県高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進事業実施要領

この要領は、千葉県が実施する高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進事業を効果的に実施するために、必要事項を定めるものとする。

1 事業内容

- (1) 高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修 基礎課程の実施
- (2) 高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修 専門課程の実施
- (3) 高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修 指導者養成課程の実施
- (4) 高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修 管理者課程の実施

2 事業の目的

- (1) 高齢者介護に従事する新任職員（概ね就業3年未満の職員を対象）に基礎的研修を行うことにより、
 - ① 高齢者権利擁護の理念を再確認し、利用者中心の介護の意義を学ぶ。
 - ② 身体拘束が及ぼす影響を理解し、さらに高齢者の心理・行動への知識を深め、個別性に視点を置いた、身体拘束をしない介護をめざす。
- (2) 高齢者介護の指導的立場にある者に対して、専門的研修を行うことにより、
 - ① 専門知識と実践技術を習得し、リーダーとして率先して身体拘束をしない介護の実現に取り組む。
 - ② 職場内において身体拘束廃止を推進していく人材を育てることにより、施設全体で取り組む体制を確立し、個別ケアの向上の充実につなげる。
- (3) 千葉県高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修の専門課程修了者等を対象に、指導者の養成研修を行うことにより、
 - ① 指導者として求められる役割と育成技術を習得することにより、職場における身体拘束廃止の指導者としての自覚を養う。
 - ② 職員の高齢者権利擁護・身体拘束廃止に向けた取組を実践的に指導するための資質の向上を図る。
- (4) 高齢者施設の経営を担う立場にあるものとして、
 - ① 法人運営の責任者として、権利擁護の理念を十分理解し、身体拘束廃止を推進する人材を指導・育成するとともに、介護の質の向上に取り組む管理者の意識の向上をめざす。

以上のことをもって、高齢者介護の充実を図ることを目的とする。

3 事業実施団体及び実施責任者

<研修実施団体> 一般社団法人 千葉県高齢者福祉施設協会

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター内
電話 043-244-6151

<研修実施責任者> 会長 井上 峰夫

4 研修内容

(1) 基礎課程研修……………講義・演習10時間（5時間×2日間）

【実施カリキュラム】

- ア. 高齢者権利擁護に関する基本理念
- イ. 身体拘束に関する基本的知識
- ウ. 行政説明
- エ. 虐待防止について
- オ. 記録のポイント

(2) 専門課程研修……………講義・演習10時間（5時間×2日間）

【実施カリキュラム】

- ア. 知る手段としてのアセスメント ～ケアマネージャーからの視点～
- イ. リスクマネジメント
- ウ. 身体拘束廃止に向けた専門的理解と実践紹介
- エ. 身体拘束がもたらす弊害 ～リハビリテーションの視点から～
- オ. チームアプローチとリーダーシップ
- カ. 事例実践検討・演習

(3) 指導者養成課程研修……………講義・演習10時間（5時間×2日間）

【実施カリキュラム】

- ア. 高齢者権利擁護及び虐待防止の基礎
- イ. 事例検討① 研修の進め方
- ウ. 事例検討② グループ討議
- エ. ハラスメントについて
- オ. 事例検討① ハラスメント対策
- カ. 事例検討② グループ討議
- キ. 2日間のまとめ

(4) 管理者課程研修……………講義3時間50分(1日間)

【実施カリキュラム】

- ア. 行政説明
- イ. 管理職としての高齢者権利擁護

※ 『事前課題』と『1日の振り返り』の提出について

基礎課程及び専門課程の受講者は、研修初日の受付の時に『事前課題』を提出する。また全ての受講者は、研修日の最後に『1日の振り返り』を提出する。(用紙については、『事前課題』は受講決定時に、『1日の振り返り』は研修当日に配布する。)

(5) 研修受講対象者

受講対象者は次の者とする。

- ◇基礎課程……………介護施設等に従事する者。ただし介護等の実務経験が3年未満の者を優先とする。
- ◇専門課程……………基礎課程を修了した者又は主任等の指導的な立場にある者
- ◇指導者養成課程…専門課程を修了した者又は専門課程の修了者と同等と認められる者
- ◇管理者課程……………介護施設等の経営者、管理者、事務長及び生活相談員等施設の運営に携わる者

※ 同一年度内に、二つ以上の課程の研修を受講することはできない。

(6) 研修実施回数・実施日と受講者数

◇基礎課程……………定員：1次数につき60名(2日間/年4回実施)

- 実施日：第1次 令和7年 9月25日(木)・29日(月)
- 第2次 令和7年11月18日(火)・20日(木)
- 第3次 令和8年 1月16日(金)・22日(木)
- 第4次 令和8年 3月 4日(水)・11日(水)

◇専門課程……………定員：1次数につき60名(2日間/年3回実施)

- 実施日：第1次 令和7年10月21日(火)・29日(水)
- 第2次 令和7年12月 3日(水)、18日(木)
- 第3次 令和8年 2月 3日(火)・18日(水)

◇指導者養成課程・・・定員：1 次数につき 60 名（2 日間／年 2 回実施）
実施日：第 1 次 令和 7 年 11 月 26 日（水）、11 月 28 日（金）
第 2 次 令和 8 年 2 月 17 日（火）・20 日（金）

◇管理者課程・・・・・・・定員：1 次数につき 60 名（1 日間／年 2 回実施）
実施日：第 1 次 令和 7 年 11 月 13 日（木）
第 2 次 令和 7 年 12 月 19 日（金）

(7) 会 場

◇基礎課程・専門課程（各次数の 1 日目）、及び指導者養成課程、管理者課程
☞ 千葉県経営者会館 千葉市中央区千葉港 4-3 TEL. 043-246-1158)

◇基礎課程・専門課程（各次数の 2 日目）
☞ ホテルポートプラザちば 千葉市中央区千葉港 8-5 TEL. 043-247-7211)

(8) 研修受講者の心得

受講者は、高齢者介護に携わる者として、研修の目的を理解するとともに、
身体拘束廃止に向けた知識と介護技術の修得に努める。

(9) 研修修了の認定

研修実施団体は研修の結果を千葉県に報告し、これに基づき千葉県は修了証
書を受講者に交付する。

(10) 受講者の費用負担

【受講料】 受講料として、全課程で 1 人あたり 1,000 円を徴収する。

5 関係機関との連携

この事業を実施するにあたり、関係する機関との連絡・連携を十分に行うなど、
事業の目的の達成のため社会資源を有効に活用する。

6 その他の事項について

その他、この研修の実施にあたって必要な事項は、千葉県と協議のうえ実施する。